

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例による  
特例（条例第9条）の場合における添付図書

☆正副各1部（計2部）提出してください。提出の前に事前協議が必要です。

	図書名	記載事項	備考
(1)	隔地駐車施設（変更）承認申請書		
(2)	委任状	住所・氏名・電話番号・委任事項・押印	代理者が届け出る場合
(3)	附置義務台数算定表		
(4)	付近見取図	① 周辺の道路状況 ② 敷地と駐車施設との距離	2500分の1程度
(5)	配置図	敷地の各辺	
(6)	平面図	特定用途、非特定用途、特定用途と非特定用途の共用部分、駐車施設が混在する場合は色分け	300分の1以上
(7)	面積表	特定用途、非特定用途、特定用途と非特定用途の共用部分、駐車施設の各面積	特定用途と非特定用途の共用部分については面積按分し、特定用途、非特定用途の各々に算入
(8)	駐車施設の配置図、平面図	① 敷地の各辺 ② 前面道路の幅員 ③ 自動車の出入口 ④ 車室、車路等の寸法を朱書	駐車場法第12条に基づく「路外駐車場設置届」を提出している場合は、副本の写しに代えることができる
(9)	附置の特例の承認基準を満足していることが確認できる書類（以下、参考例）		
	契約書等 （原本確認必須）	① 借主・貸主双方の署名・押印 ② 駐車場の住所 ③ 契約期間（使用開始予定時期の明記、契約期間は竣工後1年以上） ④ 更新形態（自動更新とすること） ⑤ 契約形態（定期利用やチケットの購入等は不可） ⑥ 契約台数・区画 等	建築主が所有する駐車施設を隔地駐車施設とする場合は不要
	登記簿謄本（写）等	建築主が駐車施設を所有することが確認出来ること	建築主が所有する駐車施設を隔地駐車施設とする場合
(10)	周知計画書	① 設置場所 ② 寸法 ③ 材質 ④ 記載内容（隔地場所・建築物との位置関係を明記すること）	
(11)	国土交通大臣の認定書（写）及び別記（認定書に付属する全ての図書）		特殊の装置を用いる場合
(12)	公共交通利用促進措置計画書（写）		公共交通利用促進措置を利用する場合、公共交通課にて事前に協議が必要
(13)	その他市長が必要と認める図書		